## 書評

## 唯一無二の伴走者としてのドナー

福田幸正 グローバル・グループ 21 ジャパン (公財) 国際通貨研究所 客員研究員

金子由芳(2018)、『ミャンマーの法と開発 変動する社会経済と法整備の課題』、晃洋 書房

ミャンマー出張の事前準備にと、立ち寄った本屋で何気なく手にしたこの本の「はじめに」に出てくる二つのエピソードに強く惹かれた。

- 司法の根深い腐敗を巡って、「気丈なミャンマー最高裁事務次長が『先生、私が腐敗を糺そうとすれば、日本の大学出身者は頭が固くて困ると、誰からも憎まれるのです』と、ふと涙を浮かべた横顔を思い出す。その彼女を事務次長として取り立て、改革に邁進しようとするミャンマー最高裁判所は捨てたものではない。」
- 政変の余波によって朝令暮改を繰り返す中央政府。村々への指令伝達とその取り消しを余儀なくされる末端の地方行政官の憤懣に対して、著者は答えに窮した。そのとき即座に、「右顧左眄の必要はない。人々の福祉のために何が最善か、地方行政の現場はそれだけを基準に進めばよい。それが先生が僕に繰り返し教えてくれたことですよ」と忠言してくれた若い内務官僚。

そして、「心ある彼らが前を向き、「法」とは何かを自問自答し続ける道を歩むかぎり、 私たちも彼らにエールを送りつづけたい」と、著者の筆圧が伝わってくる。また、「ミャンマーという国の将来性と魅力的な人々に思い入れ」する日本の学生や研究者、「ビルマの歴史ある大地に進出を決め、あらゆる困難を乗り越えて投資活動に一歩を踏み出した日系起業家のために、本著を供したい」と、読者にも熱いエールを送っている。まえがきは1ページ強と短いが、ミャンマーの行く末に対する著者の思いの丈がビビッドに込められている。

著者は金子由芳 神戸大学大学院国際協力研究科教授。日本輸出入銀行(現国際協力銀行)、広島大学を経て現職。本著はミャンマーの法整備支援に携わった経験を踏まえ、「開発」における「法」とはなにか、そして、「法」の行く末を規定する「開発」とは何かを問う論考だ(p.2)。本著で扱われている法制は、憲法、土地、契約、企業セクター、投資、民事執行と、大方の読者の関心事項をカバーしていると思われる。

民主化以降、ミャンマーは最後のフロンティアなどと持ち上げられ、熱い視線が注がれている。人口 5,400 万人という大市場が東南アジアの中心に忽然と出現したのだ。とこ

ろがミャンマーが復帰した世界はグローバリゼーションが席巻する 21 世紀。ミャンマーの法制度の多くは、途中、軍政を経たために百年前の英国植民地時代から冷凍保存され現在に至る。軍政を部分的に引きずったまま制裁を解除してもらう条件として、世銀、ADB などを通して新自由主義を志向する法制度が導入されつつあるという。縦横無尽に展開する多国間、二国間、地域間の国際投資協定にもミャンマーは急速にキャッチアップしなければならない。他の途上国に比べてもミャンマーのハンディーは大きい。

ところが国際機関による法整備支援の実態は、植民地性を残した「ミャンマーの法の歴史的経緯と現状を理解する時間と労力を惜しむかのように、これら国際機関(UNDP、世銀等)がすでにアジア・アフリカ各地の法整備支援事業において使い古してきたお仕着せの処方箋を持ち込み、ミャンマー政府に突きつける状況が見て取れる。このような介入は、ミャンマーの法制度をさらに混乱させるばかりであろう」(p.2)と、国際機関の拙速さを厳しく指摘している」。

このように、国際社会はミャンマー法が外資導入型経済開発政策の道具として設計・実施されることを要求しているとし、しかし「一国の法制度を、外資導入型経済開発のために書き変えていくことが、はたして法制度の最善の選択肢といえるのだろうか。国民の潜在力を引き出し「開発」を自立的に再定義する「法」の独自の在り方は、可能ではないだろうか」(p.5)、そのようなオルターナティブがあるはずだ、というのが著者の一貫した問題意識だ。その答えのヒントとして「「法」<sup>2</sup> は、開発援助ドナーの入り込むはるか以前、19世紀植民地法がもたらされる以前から、人々の暮らしとともにあった」(p.14)とし、「そのような人々の生活の側から、ミャンマーにとっての独自の「法」と「開発」を考察していく行き方が可能である」(p.14)としている。

なお、今日のミャンマー法が抱える問題は、ミャンマーと同じく英国植民地法体系「インド法典」を継受した他のアジアの途上国にも共通することも指摘している (p.15)。著者は、「インド法典」の最大の罪悪は、「民・商二元主義」をもたらしたこととしている。すなわち、「家族法、相続法などの生活周りの民事法分野では現地の法秩序を尊重する態度を示しながらも、契約法・財産法に及ぶ広範な分野で強引に 19 世紀資本主義の結晶である商事法制を持ち込み、アジア地域固有の契約法・財産法秩序がないがしろにされた、としている (p.9)。

興味深いのは、著者がフィールドワークにて見出した農地の帰属を巡る紛争の解決方法だ。土地紛争の最前線では実際の耕作者・生活者を重視する植民地化以前からの社会規範が今なお「生ける法」として息づいていることを確認している (p.84)。このような

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 評者註: 拙速と言われようとも、応急手当を要する場合もあり、そこが途上国支援の むつかしさとも思うが。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 12 世紀のパガン朝時代から、各地の慣習法を重視することを特徴とする高度に成文化されたダマタッ、ヤザタッ、ピャットンなどの法源体系が存在した。(pp.9-10)

草の根レベルでの正義を希求する文化に触れ、オルターナティブなミャンマーの「開発」と「法」のあり方に著者は確信を抱いたのだろう。「社会経済の自立」の芽を見出そうとする著者の目線は、途上国開発に関係するすべての人々に持ち合わせてほしい態度だ。そして究極的には、ミャンマーの「開発」と「法」は、「ミャンマー自身の社会経済の実態を見つめ直す自己探求の中から、探し当てられていくしかあるまい」(p.204)としている。

それでは法整備支援ドナーとして日本は何ができるのだろうか?それに答えるには日本における近代的な法制度の構築過程を想起すればよい。日本は明治維新後、主要欧米諸国の法制度を比較検討し、その中から日本に合ったものを選び、それらをさらにカスタマイズしてきた歴史がある。そのような経験を途上国に伝授できるのは日本の強みだ。同時に、こと法律のような基本的な公的制度の整備支援にあたっては、日本(他のドナーも)は外部者としての限界を意識することが重要であろう。その国の歴史的、文化的、政治的背景を熟知しているのはその国の人々であり、法整備の結果責任は、途上国自身が負うべきものなのだから。著者は本著の「おわりに」で、次のように端的に締めくくっている。

「・・・自国の社会経済の生きた法規範の内省的探究に乗り出そうとするミャンマーの行政官・法曹達に寄り添い、比較法的知識を客観的にさし示し、彼らが自らの「正義」を選びだそうとする努力と向き合うとき、法整備支援ドナーはその唯一無二の伴走者であることができるであろう。」(p.207)